別記

重要情報資産・個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「本業務」という。）を行うに当たっては、防府市情報セキュリティポリシーに沿って、防府市の情報資産を取り扱うとともに、当該資産に個人情報を有する場合には、法令に則り、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、本業務に関して知り得た情報（個人情報及び重要な情報資産であって甲がその内部限りで用いる情報をいう。）を正当な理由がないのに第三者に知らせ、又は使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第３　乙は、甲の指示、承諾又は法令の定めがある場合を除き、本業務に関して知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理義務）

第４　乙は、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適正な管理のため次の必要な措置を講じなければならない。また、一及び二の措置を講じたときは、その内容を甲に届け出なければならない。

一　管理責任者の選定

二　取扱場所の特定

三　無断持ち出し禁止についての周知徹底

四　不正アクセスの防止及び記録媒体等接続時における不正プログラムの感染防止

２　管理責任者は、業務従事者に対し、本業務に関して、情報の適正な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

３　乙は、業務従事者に対して、情報資産の保護及び秘密の保持等、情報の取扱いに関し履行すべき責務について十分な教育を実施しなければならない。

（情報資産の持ち出し）

第５　乙は、本業務における取扱場所（甲の利用する情報システム環境を含む。）から情報を持ち出してはならない。ただし、持ち出しを行う都度、持ち出す目的、情報の内容及び暗号化等の対策を記した書類により、甲から書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（複写・複製の禁止）

第６　乙は、本業務を行うために甲から引き渡された情報資産を、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。ただし、複写又は複製を行う都度、甲から書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

２　前項の場合において、甲の施設内にコンピュータやその他記録媒体を持ち込み作業を行う場合は、甲から書面によるコンピュータやその他記録媒体の持ち込みに係る承諾を得な

ければならない。

（情報資産の返還・消去）

第７　乙は、本業務を行うために甲から引き渡しを受けた情報資産をこの契約の終了後直ちに甲に返還しなければならない。また、甲の承諾により借用した情報資産を複写又は複製した場合は消去の上、消去したことを証する書類を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

２　乙は、本業務を行うために自ら取得した情報のうち、本業務の達成のため取得した個人情報及び甲がその内部限りにおいて用いる情報は、この契約の終了後甲に帰属するものとする。

（記録媒体等の廃棄）

第８　乙は、甲から情報資産を記録した記録媒体等の廃棄の指示があった場合、当該記録媒体等を甲の指示する復元又は判読が不可能な方法により廃棄の上、廃棄したことを証する書類を甲に提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第９　乙は、本業務を行うための情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、第三者にその取扱いを委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下「再委託」という。）をしてはならない。

２　乙は、前項の規定により、本業務の全部又は一部を再委託する場合には、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記するとともに、本業務を行うために甲から引き渡された情報の安全管理が図られるよう、再委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（実地調査等）

第１０　甲は、本業務に関し必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（事故発生時における報告義務）

第１１　乙は、情報資産の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、若しくは発生するおそれのあることを知ったとき、又は、この契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じなければならない。

（損害賠償）

第１２　乙は、その責めに帰すべき事由により、情報資産の漏えいその他情報資産の適正な管理の怠りにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。